

平成 29 年 5 月 10 日県営土地改良事業（ため池等整備）権現地区の工事が完了したので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 113 条の 3 第 3 項の規定により公告する。

平成 29 年 12 月 5 日

佐賀県知事 山 口 祥 義